

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です

高額医療・高額介護合算療養費制度

◆医療保険と総合事業を含む
介護保険の自己負担額を
合算して支給額を計算します

世帯内の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者の全員が、1年間（平成28年8月～29年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額^{*1}を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。
※計算後の支給額が500円以下の場合には対象となりません。

※限度額は世帯の所得状況によって異なります。（下表参照）

※国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は各保険者へおたずねください。

*1：医療機関などに支払った一部負担金（70歳未満の場合の医療保険分は、1つの医療機関で同月内に21,000円以上支払った一部負担金）から高額療養費・高額介護サービス費の払い戻し相当分を差し引いた金額が対象です。医療保険・介護保険の自己負担額の違いが0円である場合は対象になりません。

■ 限度額表

負担区分	①後期高齢者医療制度と介護保険 ②国民健康保険と介護保険 (70～74歳の人がある世帯)	③国民健康保険と介護保険 (①②以外の世帯)	
		所得額 ^{*2}	
一定以上所得者	67万円	901万円超	212万円
		600万超 901万円以下	141万円
一般 (市民税課税世帯)	56万円	210万超 600万円以下	67万円
		210万円以下	60万円
低所得者 (市民税非課税世帯)	31万円 (19万円 ^{*3})	34万円	

*2：総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

*3：同じ世帯の全員が市民税非課税で、それぞれの所得から必要経費・控除（年金の所得は80万円として計算）を差し引いたときに、0円になる人

◆申請をお忘れなく！

支給対象の後期高齢者医療被保険者と国民健康保険の納税義務者に、1月末に申請書を郵送していただきます。忘れず申請してください。
申請時には、申請書のほかに次のものを持参してください。

- 被保険者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- 印鑑
- 届け出をする人の本人確認書類（運転免許証・パスポートなどの顔写真付きの身分証明書）

※顔写真付きのものがない場合、保険証や年金手帳など、本人確認書類が2点必要です。



▼平成28年8月から平成29年7月までの間で、次に該当する人は申請対象となります。お知らせができません場合があります。支給の対象と思われる場合はご相談ください。
○市町村を越える転居をし、加入する保険が変わった人
○ほかの医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移った人

【問い合わせ】

- 後期高齢者医療担当
保険年金課
☎22・9660 FAX26・0151
- 国民健康保険担当
保険年金課
☎22・9659 FAX26・0151
- 介護保険担当
介護高齢福祉課
☎26・3939 FAX26・3950

◆ 世界に誇れる城下町

日本の20世紀遺産20選に選ばれました

【問い合わせ】文化財課
☎ 47-1285 FAX 47-1290

2017(平成29)年12月8日、「伊賀上野城下町の文化的景観～旧城下町の都市景観にあわせた近現代建築群の代表例～」が日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」に選出されました。

◆ 「伊賀上野城下町の文化的景観」構成資産



▲ 俳聖殿 ▲ 伊賀文化産業城 ▲ 旧上野市庁舎



▲ 上野公園レストハウス ▲ 上野西小学校体育館 ▲ 旧上野城下町

◆ 日本の20世紀遺産20選の選出経緯

世界文化遺産に登録された20世紀遺産は著名な建

築家の作品に偏っているため、多様性が求められるようになりまし。そこで、各国の20世紀遺産を20件選定することになり、日本イコモス国内委員会内で2013年から議論が重ねられ、このたび結果がまとまり発表されました。

※イコモスとは

ユネスコ世界文化遺産に関する諮問機関である国際記念物遺跡会議のことで、文化遺産保護に関わる国際的な組織です。

記念講演・パネルディスカッションを開催します

【とき】 2月10日(土) 午後1時30分～4時

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室

【内容】

演題：「伊賀上野城下町の文化的景観を考える」

講師：日本イコモス国内委員会事務局長
矢野 和之さん

◆ 伊賀流空き家バンク制度

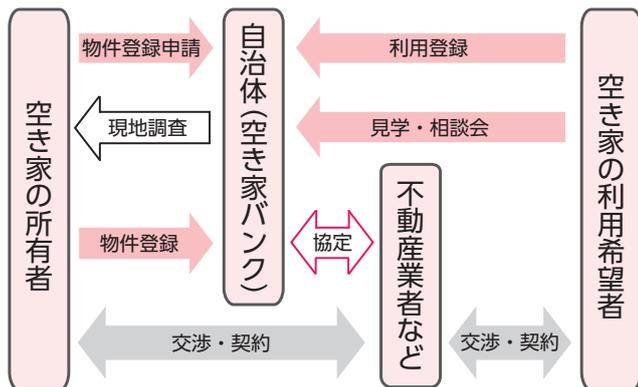
空き家を活用しましょう

【問い合わせ】市民生活課
☎ 22-9676 FAX 22-9641

近年、全国的に空き家が増加し放置された結果、建物が老朽化し倒壊の危険性があるものや、敷地内の樹木や雑草が伸びて、近隣に迷惑が掛かるなど問題となっています。

しかし、これらの空き家の中には、まだ丈夫で、十分に人が住むことができる建物が多く含まれています。市では、そのような空き家を活用していただくため、2016(平成28)年10月より伊賀流空き家バンク制度をスタートさせました。

《空き家バンク制度の流れ》



◆ 空き家の情報を利用登録者へ提供しています

空き家バンク制度の開始以来、2017(平成29)年12月時点で、空き家を売りたい、貸したい人の物件登録申請数は92棟で、月平均では5.1棟となり、全国の月平均0.9棟を大きく上回っています。しかし、現状ではまだまだ物件が不足している状態にあります。

また、現在空き家を探している全国192世帯の人に利用登録者として登録していただいております。空き家の情報を随時市ホームページに掲載するほか、月に2回、物件情報誌を利用登録者に発送しています。

◆ 専門家からサポートが受けられます

市では、あらゆるニーズに応えるために、2016(平成28)年8月30日に関係7団体と包括連携協定を結びました。これにより、「相談窓口ワンストップサービス」を実現させ、行政と専門家によるサポートと支援が行えるようになりました。

この他にも空き家バンク制度利用者を対象とした、伊賀流安心住宅プランや伊賀市空き家バンク活用促進事業など、さまざまな支援制度を設けています。支援制度について詳しくはお問い合わせください。